

離島振興法改正に寄せて

近年、東京都による「尖閣諸島」買い取り発言をはじめ、北方領土や竹島など、近隣諸国との摩擦が生じている境界地域に対し、事が生じる度に、国の新たな施策（例・国境離島振興特別措置法）の必要性が一部国会議員より声高に主張される。



古川 浩司

しかし、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（北特法）を除けば、境界地域に関する法案は提出されず、既存の離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法（奄美群島振興開発特別措置法）、小笠原諸島振興開発特別措置法（小笠原法）、沖縄振興特別措置法（沖縄法）が延長される状況が続いている。そのような中、「離島振興法

正により2023年3月末まで延長される。なお、同法により離島振興対策実施地域に指定された離島を有する自治体は、同法の対象となる事業に対する国からの負担や補助などを受けてい

込まれた。

したがって、今回の改正の意義として、これまでのハード面に加え、ソフト面での具体的支援も明記されたため、離島振興対策実施地域を有する自治体はより充実した振興策を期待できる。また、その先行きは不透明であるが、「離島特区制度」や「構造改革特区」制度を見れば

このように、日本の全ての境界離島のために実効性のある振興策を行うにはまだ課題が残っている。上記の課題を克服すべく、引き続き国会議員をはじめ関係者が尽力されることを期待して止まない。（ふるかわ・こ

の一部を改正する法律案」が、6月15日の衆議院本会議及び同20日の参議院本会議にて全会一致で可決、成立した。離島振興法とは、1953年7月に議員立法により制定された10年の時限法で、6回目となる今回の改

流动に要する費用の低廉化、妊娠の通院や出産支援及び高校生の修学支援等の追加及びこれらソフト対策の充実を図る離島活性化交付金の創設（規制の特例）措置その他を適用する「離島特別区域（離島特区）制度」の整備の検討——などがあげられる。この他、条文の附則には「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討」も盛り

の検討を通じて、境界地域の離島（境界離島）に対してさらなる施策が行われる可能性が高くなつたことも、意義としてあげられよう。

一方、課題もある。まず我々は同法に基づく施策がどれほど実行されるかを引き続き注視する必要がある。例えば、先述した離島特区制度や「特に重要な役割を担う離島」の具体的な内容

ソフト面支援に期待を

においてはこれからさらなる検討が行われるが、その動き如何によつては、絵に描いた餅にならかねない。それは、小泉政権の三位一体改革に伴う地方の疲弊や、最終的には採択率が著しく低かったことから事実上は構造「微調整」特区制度となつた「構造改革特区」制度を見れば明らかであろう。また、実施地

域を抱える自治体の「やる気」が問われるとしても言うまでもない。

この他、離島振興法の対象となる地域が必ずしも国民の考える離島とは一致しないことも課題としてあげられる。今回の改正案が審議される際に、提案者は同法に基づく施策がどれほど実行されるかを引き続き注視する必要がある。例えば、先述した離島特区制度や「特に重要な役割を担う離島」の具体的な内容